

互助だより

No.104

平成27年度健康記念事業	2
国内研修旅行「沖縄コース」参加者募集	3
人間ドック助成事業の報告	4
「医療費控除」と療養補助金	5
退職医療制度の概要	6
事務局だより	7
申込様式(研修旅行)	8

平成27年10月1日



広島湾の秋日（江田島市） 写真提供：広島県

一般財団法人 広島県教育職員互助組合

〒730-8514 広島市中区基町9-42

TEL(082)228-1386 <http://www.gojo.or.jp>

《ご家族の方もご覧ください》

健康記念の給付について



◎「健康記念」とは、
退職医療制度で実施している福祉事業のひとつで、
療養補助金(医療給付)の終了年齢である満70歳
になるまでの間に、療養補助金の給付を一度も受給
することが無かった方に、「健康記念」として30,000
円を給付するものです。



今回(本年度)は、平成27年3月31日までに満70歳に達せられた
方の中で、それまでの間に療養補助金の給付を一度も受給するこ
とが無かった方が対象です。



今回該当される方は、互助組合で把握
しておりますので、間もなく互助組合から
ご案内をお送りいたしますので、よろしく
お願いします。

該当者への給付予定日は



平成27年10月28日(水)です！

沖縄 コース

【国内研修旅行】

宮古島～石垣島～西表島～竹富島 ～小浜島 3泊4日間の旅

平成27年11月24日(火)～11月27日(金)

3泊4日

(全行程2名1室)

参加経費… 組合員 131,900円 家族 135,900円
 募集締切日… **10月20日(火)必着**
 参加資格… 退職医療組合員
 (組合員1名につき家族1名同伴可)
 募集人員… 40名
 申込方法… 本紙8頁の様式1により、はがき又は封書で申し込んでください。

その他… ①最少催行人数(28名)に満たない場合や、天災等で旅行が困難な場合は、中止する場合があります。
 ②旅行日程は、予定ですので、多少変更する場合があります。

月日	行程	宿泊場所
11/24 (火)	広島空港 11:40 ANA1861 → 那覇空港 13:35 15:15 ANA1727 → 宮古空港 16:10 16:30頃 来間島(竜宮城展望台) 16:50 → 宮古島(泊) 17:20 17:40頃	【宮古島】 宮古島東急ホテル&リゾート 0980-76-2109 《2名1室》
11/25 (水)	宮古島 8:00 → 伊良部島:牧山展望台 9:30 → 宮古島海中公園 10:10 → 池間島 → 宮古島海宝館 12:00(昼食) 13:00 → 東平安名崎 13:20 13:50 → 宮古空港 14:20 15:10 ANA1791 → 石垣空港 15:45 → 石垣島(泊) 16:20	【石垣島】 ANAインターコンチネンタル石垣 0980-88-7111 《2名1室》
11/26 (木)	石垣島 8:00 → 石垣港 8:40 船 → 西表・大原港 9:20 9:50 → 仲間川マングローブクルーズ 11:00 水牛車体験 11:30 → 由布島(入園・昼食) → 水牛車体験 13:40 → 西表島 → 竹富島(星砂の浜・コンドイビーチ・喜宝院等) 16:05 → 竹富港 → 小浜港 16:45 17:15 → 小浜島(泊) 17:30頃	【小浜島】 リゾート小浜島 0980-84-6300 《2名1室》
11/27 (金)	小浜島 8:00 → 小浜港 8:30 → 石垣港 9:00 → 石垣空港 11:10 ANA1766 → 那覇空港 12:05 13:20 ANA1862 → 広島空港 15:00	

旅行取扱 (株) 近畿日本ツーリスト中国四国



東平安名崎



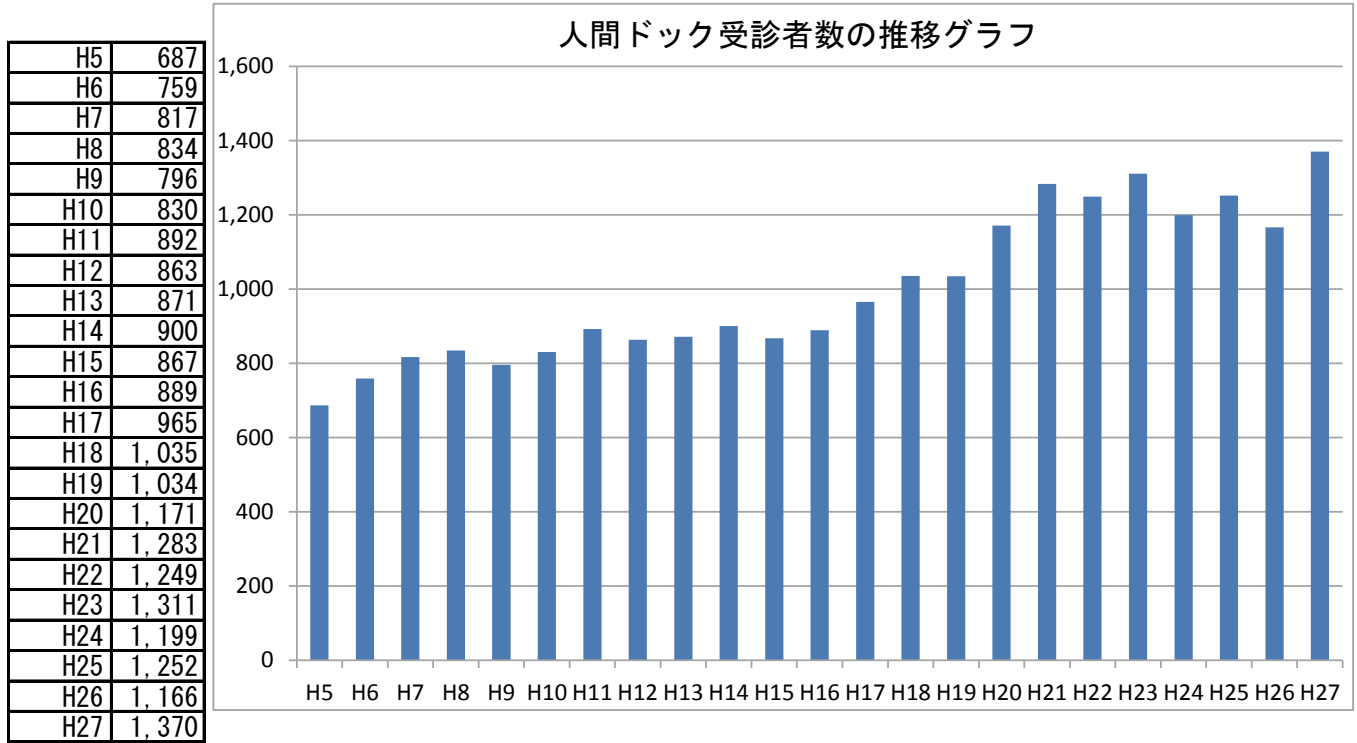
西表島水牛車

人間ドック助成事業の報告

昭和55年度から始まった人間ドック助成事業は、今年度で35年目を迎えました。延べ受診者数は23,000人を超え、毎年度多くの方の参加をいただいております。

今後ともこの事業をよりご活用いただくために、あらためて事業の現況についてご報告します。

- **受診者数** 受診者は、事業の予算の関係がありますが、年々増加し、現在では年間1,300人を超えています。地域（市）別、機関別の状況は下表のとおりですが、いずれの年度でもほぼ無抽選での実施が続いています。



最近の地域別、機関別受診者数

(単位：人)

地域(市)	健診機関	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
広島市	メディックス広島	0	91	48	46	46	44	60
	グランドタワーメディカルコート	0	31	26	30	27	24	40
	広島県環境保健協会	163	0	100	87	91	83	106
	広島赤十字・原爆病院	311	296	282	247	251	239	310
	アルパーク検診クリニック	89	87	91	77	93	84	88
	長崎病院 成人病予防センター	46	47	48	48	53	52	50
	広島県地域保健医療推進機構	49	63	49	49	45	42	50
呉市	呉市医師会病院	54	64	48	44	47	44	60
三原市	三原市医師会病院	87	87	83	61	77	73	90
尾道市	公立みつぎ総合病院	22	20	10	15	16	14	15
福山市	公立学校共済組合中国中央病院	350	325	409	390	394	372	397
	日本鋼管福山病院	8	31	8	10	11	6	10
三次市	三次地区医療センター	36	38	44	41	43	35	40
	市立三次中央病院	68	69	65	54	58	54	54
合計		1,283	1,249	1,311	1,199	1,252	1,166	1,370

※H27は見込

● 基本検査項目及びオプション検査

基本検査項目は、各健診機関ともほぼ同じ内容で大差はありませんが、施設設備や検査機材等の関係で健診機関により多少の違いがあります。

女性健診を始めとするオプション検査は、すべて各個人負担となりますが、健診機関により年々特色のある内容となっています。オプション検査は、受診内定後に直接健診機関に申し込むこととなります。

「医療費控除」と療養補助金



医療費控除とは、本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の家族のために、1年間（1月～12月）に支払った医療費がある場合には、次の算式によって計算した額を医療費控除対象額として、他の各種控除と合わせてその年の課税所得から差し引くことができるのです。

※税の対象となる課税所得から「医療費控除」分が控除され、その控除後の所得により年税額が確定することになりますので、「医療費控除」分の金額の税が戻って来るわけではありません。

＜算式＞

$$\left[\begin{array}{l} \text{1年間に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等や} \\ \text{互助給付などで} \\ \text{補填された額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{10万円} \\ \text{※（年間所得合計額が} \\ \text{200万円未満の人は} \\ \text{所得合計額の5％）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除} \\ \text{対象額} \\ \text{（最高200万円まで）} \end{array}$$

- 医療費**として認められるもの
- ・ 治療を目的とする診療費や治療費
 - ・ 保険診療（外来・入院）の自己負担
 - ・ 病気やケガのために購入の医薬品代
 - ・ 入院のための部屋代
 - ・ 家政婦の付添料
 - ・ 車いす・義手義足等治療用装具
 - ・ 通院のための交通費
 - ・ 老人保健施設の食費・食事料
 - ・ …など

- 医療費**として認められないもの
- ・ 健康管理のための人間ドック等健診
 - ・ 治療とはいえない健診等の費用
 - ・ 医師・病院やナースに対する謝礼金
 - ・ 交通事故の被害者への治療費
 - ・ インフルエンザ等の予防接種
 - ・ 文書料・診断書等の作成料
 - ・ 通院の自家用車のガソリン代等
 - ・ 本人の都合による入院時差額ベット
 - ・ 自然食品、健康食品
 - ・ …など

（詳しくは、確定申告に行かれる税務署にお尋ねください。）

こうした医療費控除など各種控除分を控除した後の課税所得により年税額が計算されますので、その分、年税額が少し減額されることとなります。

※ 療養補助金は、この**補填された額**に該当しますので、退職医療組合員の方の場合は、算式のように計算して医療費控除対象額が生じる場合は、確定申告で「医療費控除」の適用を受けることができます。希望者には、確定申告に提出するための、その1年間の療養補助金の給付額についての証明書を交付いたします。御希望の方は、その1年間の療養補助金をすべて請求した後に、事務局までお申込みください。

毎年、1月～2月頃に申込をいただき、2月～3月頃に交付しております。

互助組合事務局 (082)228-1386 まで



医療費(70歳まで)の20%給付を柱とした終身制度です。十分に御利用ください！！

退職医療制度

<自己負担>

医療費総額
の30%

療養補助金

医療費総額
の20%

<受給後の自己負担>

医療費総額
の10%

自己負担が
10%に！

療養補助金

公的医療保険で受診した医療費総額の20%の給付金（支給期限70歳）
給付金の上限は、月63,600円（1医療機関につき）（請求期限3年間）

●療養補助金は、現職中のように自動的に給付されるものではなく、所定の請求用紙により加入者ご自身が、領収書等のコピーを添付して互助組合に請求することになります。

○次(↓)のような場合も、給付金の受給に変更はありません。

- ・加入後に、障害者の認定等で自己負担が医療費総額の2割以下になった場合。
- ・ご本人と一緒に加入された配偶者で、ご本人がお亡くなりになった場合。

○次(↓)のような医療保険適用外のものは対象になりません。

- ・健康診断、人間ドック等の健診。
- ・インフルエンザ等の予防接種。
- ・歯科治療における保険外費用。
- ・介護保険による介護施設の利用、介護用品等の購入。

- ①受診した医療機関(病院、薬局)ごとに請求書を作成します。
- ②また、請求書は、受診月ごとに分けて作成します。
- ③よって、請求書は、(受診した医療機関の数)×(受診月の数)の枚数が必要です。
- ④各請求書には、医療機関の領収書のコピーを必ず添付します。
- ⑤医療機関の領収書(原本)は、確定申告等で使用する場合があります。
- ⑥領収書がない場合は、請求書内の下欄に医療機関の証明を受けます。
- ⑦作成した請求書は、随時取りまとめて、互助組合に提出します。(3年以内)
- ⑧請求書(用紙)は、必要に応じ、いつでも互助組合からお送りします。

●請求書は、毎月15日で締め切り、その月の28日(土日、休日の場合は直前の営業日)に送金します。

●この療養補助金だけは、満70歳に達する年度末(3月31日)までの受診で終了となります。

※療養補助金請求書に添付された領収書等は、お返しすることは出来ませんので、必ずしも原本では無く、コピー(複写)でも有効としております。互助組合でコピーサービスは行っておりませんので、お手数ですがご自身でコピーをとり添付下さるようお願いいたします。

慶 祝 金

70歳(古希)以上のご長寿年齢になられたときの御祝金

70歳(古希) 10,000円 77歳(喜寿) 20,000円 80歳(傘寿) 30,000円
88歳(米寿) 50,000円 90歳(卒寿) 70,000円 99歳(白寿) 100,000円

- ①該当のご誕生月になると、互助組合から通知と、請求書をお送りします。
- ②届いた請求書の内容を確認し、押印のうえ互助組合にご提出ください。

死亡弔慰金

万一、死亡された場合の弔慰金(ご遺族に給付) 加入の期間に応じ、10,000円 ~ 200,000円

- ・加入者の退職医療組合員番号、会員区分は、終身変わりません。
- ・ご住所等、加入者にかかる異動等が生じたときは、必ず互助組合までご連絡ください。

福祉事業

多種多彩な福祉事業に終身、組合員として参加することができます！

事務局だより

●療養補助金をはじめとする全給付の請求期限は3年間です。

- ➡ 療養補助金であれば、受診日から3年以内
- ・ 慶祝金であれば、その慶祝年齢に達した誕生日から3年以内
- ・ 入院助成金であれば、退院日から3年以内

上記の3年を過ぎると給付できませんので、ご注意ください。

●互助組合への各種お問い合わせの際は、退職医療組合員番号で。

- ➡ 互助組合では、組合員の皆様の各種の情報は、退職医療組合員番号順に電算機で管理しています。退職医療組合員番号により、それを引き出すことができる仕組みとなっております。

退職医療組合員番号が不明な時は、「お名前」から組合員名簿(約9,000人)で照合し、退職医療組合員番号を引き出し、番号によりお問い合わせの情報をお知らせすることになり、その所要時間分お待たせする場合があります。

退職医療組合員番号は、「互助だより」等、互助組合からの郵送物の封筒の宛名シールに記載しています。

----- 共済組合の任意継続組合員番号(⑦70000等)とは違います! -----

●過去の療養補助金の給付に関するお問い合わせは、時間がかかることが、。

- ➡ 皆様から提出される療養補助金請求書は、毎月約5,000枚に達する枚数があり、過去の給付についての照会の都度、その中から探し出すこととなります。

給付済みの情報は、電算機により厳正に管理しておりますが、ご提出いただいた領収書等が添付された書類は、保管総数が30万枚を超えて保管しております。したがって、明細等に関するお問い合わせの場合は、数日間お時間をいただく場合があります。

●添付書類の返還は出来ませんのでご了承ください。

- ➡ 療養補助金をはじめ、請求書等に添付された書類は、原則的にお返しできません。
 - ・ 療養補助金であれば、領収書等の原本をコピーしたものでも有効です。
 - ・ 弔慰金、入院助成金であれば、添付された戸籍謄本や領収書等の原本はお返しできません。原本の還付が必要なものは、あらかじめコピーを添付の上請求してください。

●慶祝金及び健康記念については、互助組合からお知らせします。

- ➡ 慶祝金は、慶祝年齢の誕生月に、互助組合から通知と慶祝金請求書をお送りします。健康記念は、70歳に達した年度の次の年度中に互助組合から該当者へお知らせします。

●療養補助金等の重複請求等は、お返ししています。

- ➡ 療養補助金請求書等の重複請求(過去に既に請求があり、給付されているものと重複したもの)があった場合等は、電算処理の中で重複となって判明します。その場合は、付箋を添付してお返しすることになりますのでご了承ください。

(様式1) はがきに貼付するか、又は封書で送付してください。

研修旅行 (沖 縄) コース) 参加申込書	
組合員名	退職医療組合員番号
	フリガナ
同伴者名	退職医療組合員番号
	フリガナ
(続柄) () (歳)	
男 女	
上記のとおり申し込みます。	
〒 年 月 日	
住所 _____	
電話 _____	
名前 _____ (印)	
一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長 様	

- ①退職医療組合員番号欄には、退職医療組合員番号を必ず記入してください。
- ②同伴者も退職医療組合員の場合は必ず、退職医療組合員番号欄に番号を記入してください。

(様式1) はがきに貼付するか、又は封書で送付してください。

研修旅行 (沖 縄) コース) 参加申込書	
組合員名	退職医療組合員番号
	フリガナ
同伴者名	退職医療組合員番号
	フリガナ
(続柄) () (歳)	
男 女	
上記のとおり申し込みます。	
〒 年 月 日	
住所 _____	
電話 _____	
名前 _____ (印)	
一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長 様	

- ①退職医療組合員番号欄には、退職医療組合員番号を必ず記入してください。
- ②同伴者も退職医療組合員の場合は必ず、退職医療組合員番号欄に番号を記入してください。

(様式1) はがきに貼付するか、又は封書で送付してください。

研修旅行 (沖 縄) コース) 参加申込書	
組合員名	退職医療組合員番号
	フリガナ
同伴者名	退職医療組合員番号
	フリガナ
(続柄) () (歳)	
男 女	
上記のとおり申し込みます。	
〒 年 月 日	
住所 _____	
電話 _____	
名前 _____ (印)	
一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長 様	

- ①退職医療組合員番号欄には、退職医療組合員番号を必ず記入してください。
- ②同伴者も退職医療組合員の場合は必ず、退職医療組合員番号欄に番号を記入してください。

★この様式に記入し、ハガキに貼付するか又は封書でご使用ください。個人情報、当該事業以外には使用しません。